包括宗教法人の法律実務上の諸問題

櫻井　圀郎（東京基督教大学）

目　次

一　問題の所在
二　包括宗教法人の運営の実態と宗教法人法の規定
三　法律上の要請と実態との乖離

一、問題の所在

１、用語の定義

「宗教法人」とは、礼拝の施設その他の財産を所有し、これを維持運用し、その他その目的達成のための業務および事業を運営することに資するために法律上の能力を与えられた「宗教団体」をいい（宗教法人法（以下「法」という。）１条１項・４条２項)、「宗教法人」でない「宗教団体」は含まない。

「宗教団体」とは、宗教の教義をひろめ、儀式行事を行い、および信者を教化育成すること（以下「宗教活動」という。）を主たる目的とする、礼拝の施設を備える神社、寺院、教会、修道院その他これらに類する団体（法２条１号。以下「単位宗教団体」という。）と、単位宗教団体を包括する教派、宗派、教団、教会、修道会、司教区その他これらに類する団体（法２条２号。以下「包括宗教団体」という。）とをいい（法２条)、「宗教団体」には「宗教法人」となった「宗教団体」と「宗教法人」となっていない「宗教団体」とを含むものとし、「単位宗教団体」には「宗教法人」となった「単位宗教団体」と「宗教法人」となっていない「単位宗教団体」とを含み、「包括宗教団体」には「宗教法人」となった「包括宗教団体」と「宗教法人」となっていない「包括

宗教団体」とを含むものとする。

「宗教法人」には、「宗教法人」となった「単位宗教団体」と「宗教法人」となった「包括宗教団体」とを含むものとし、前者を「単位宗教法人」と、後者を「包括宗教法人」と呼称するものとする。また、「中間宗教団体」とは、「包括宗教団体」と「単位宗教団体」との中間に存在し、法に規定されておらず、法の予定していない中間的包括宗教団体（『宗教法』30号27 ～ 49頁所掲の拙稿（以下「昨年度の報告」という。）参照）をいい、「一般法人」とは、株式会社、一般社団法人、学校法人など、宗教法人以外の法人をいうものとする。

２、昨年度の報告

昨年度の報告においては、全国約８万の「単位宗教団体」である「神社」を包括する「包括宗教団体（包括宗教法人）」である「神社本庁」の場合における、「中間宗教団体」としての「都道府県神社庁」と、全国約1,700 の「単位宗教団体」である「教会」を包括する「包括宗教団体（包括宗教法人）」である「日本基督教団」の場合における、「中間宗教団体」としての「教区」を事例としてあげ、(1)「想定外の問題」としての「中間宗教団体」を問題として取り上げ、(2)「想定外」に対応するための実態的苦悩について論じた。

「包括宗教団体」と「中間宗教団体」と「単位宗教団体」との関係は、次の３つのケースのいずれかに属するものと考えられるが、問題となるのは、そのうちの（三）のケースである。

（一）「中間宗教団体」は、一定の地域に存する「単位宗教団体」を管轄し、「包括宗教団体」の地方支分部局（「包括宗教団体」の内部機関）として、一定の地域における「包括宗教団体」の事務を分担するもの（このケースにおいては、「中間宗教団体」は、「包括宗教団体」の地方支分部局であり、内部機関であるにすぎないので、本来「団体」の呼称に適せず、「中間宗教団体」と呼ぶのは適切ではないが、他のケースとの比較上、便宜的に「中間宗教団体」を呼称したにすぎない。）

（二）「中間宗教団体」は、「包括宗教団体」の下にはない、一定の地域に存する「単位宗教団体」が組織した、当該地域における「単位宗教団体」

の相互協力組織であるとするもの

(三)「中間宗教団体」は、「包括宗教団体」の下にはあるが「包括宗教団体」の地方支分部局（「包括宗教団体」の内部機関）としてではなく、一定の地域に存する「単位宗教団体」を包括する、当該地域における独立の「包括宗教団体」であるとするもの

3、問題の所在

したがって、本報告において問題とし、対象とする団体は、「単位宗教団体」を包括し、かつ、独立地方組織的な「中間宗教団体」（2の（三））を包括する「包括宗教団体」である。

このような団体の場合、実態的には、

「『包括宗教団体』～『中間宗教団体』～『単位宗教団体』」

という構造・組織をとっているが、法律的には、

「『包括宗教団体』～『単位宗教団体』」

という構成があるのみであり、実態上の組織と法律上の組織とで、根本的な相違がある。

この法律的な組織の枠内で実際の組織を捉えようとすると、(A)「中間宗教団体」を「包括宗教団体」とを合わせて、「『包括宗教団体』＋『中間宗教団体』～『単位宗教団体』」と理解するか、(B)「中間宗教団体」を「単位宗教団体」と同等に扱い、「『包括宗教団体』～『包括宗教団体』＋『単位宗教団体』」とする外なく、実際に、そのような処理が行われている。

そこでは、想定される諸問題として、次のようなことが考えられる。

(A) の場合、「中間宗教団体」は、実態的には、独立の規則、独立の会議、独立の役員、独立の会計を有し、独立の組織として運営されているが、法律的には、「包括宗教団体」と一体であるものとし、一つの組織として取扱い、「包括宗教団体」とは一つの規則、一つの会議、一つの役員、一つの会計の下にあるものとされている。

その結果、次のような問題が生じている。

(1) 組織の乖離

「包括宗教団体」を本部とし、「中間宗教団体」を支部とする扱いとなるが、実態的には、「中間宗教団体」は「包括宗教団体」の指揮命令監督下にはなく、独自の規則に基づき、独自の決議をする等、独自の運営がなされている。

(2) 規則の乖離

「中間宗教団体」は「包括宗教団体」の地方支分部局という扱いであるから、すべての規則は本部の規則となり、地域的特性・独自の方針などが否定されることになるが、実際には、地方で異なる規則を本部の規則として統括し、すべての規則を本部で掌握する必要がある。

(3) 会議の乖離

「中間宗教団体」は「包括宗教団体」の内部機関であるという理解であるから、地方で行われている独自の決議を否定することになり、すべて本部で審議し、決議されなければならない。現実的には、地方で行われている決議は、重ねて、本部で決議されないと無効ということになる。その結果、本部決議のない地方決議に基づいて行動すると違法という状態になってしまい、地方で予算決算が否決されると本部会計が頓挫することになる。

(4) 役員の乖離

「宗教団体」の「役員」は「本部役員」のみをさし、「地方役員」は否定される。「地方役員」は「役員」ではなく、「本部役員」の指揮命令監督下にある「職員」となる。実際に行われている地方の自己決定権の否定となる。また、地方で異なる役員報酬が定められている場合、それを職員給与として本部で規定することになる。

(5) 会計の乖離

総括的には、地域会計の否定であり、本部会計一本のみという体制である。その点に関して、地方における問題としては、地方の「自分たちの財産」の否定となり、地域の特性や独自の会計などの否定となる。また、本部における問題としては、地方の財産をすべて本部の財産として

掌握し、計上しなければならず、地方の会計もすべて本部の会計として計上し、本部と地方で各別に行われている予算・決算を、本部の予算・決算として一括しなければならず、本部に膨大な事務的な負担が生じることになる。

それに対して、(B) の場合には、「中間宗教団体」は「単位宗教団体」と同一の扱いであるから、「包括宗教団体」との関係においては独立した団体とされており、叙上の諸問題は発生しないが、実態として包括している「単位宗教団体」との関係は無関係となるという問題が生じている。

以下、(A) の場合の「中間宗教団体」の問題について論じる。

二、包括宗教法人の運営の実態と宗教法人法の規定

1、一般法人との比較

全国的に幅広く営業活動を展開している企業（株式会社）の場合、中枢機関としての「本社」において事業計画・予算の決定・事業の実行・予算の執行・人事の管理・財務の管理などを行い、その管理の下に全国各地に「地方支社」を置いて当該地方における事業・予算・財務・人事などを行い、その指揮監督の下に、末端に置かれた「営業所」が具体的な営業活動を展開する組織となっており、「本社」〜「地方支社」〜「営業所」との上下関係の構造となっている。

同様のことは、国家行政組織においても妥当し、「本省」〜「地方局」〜「所轄署所」という上下関係の構造となっている。たとえば、財務省の機関である「国税庁」について言えば、「国税庁」〜「地方国税局」〜「税務署」という組織となっている。

宗教法人の場合、神社本庁所属の神社神道の場合、「神社本庁」〜「都道府県神社庁」〜「神社」という組織形態を、仏教・基督教系の場合、「宗派・教派・教団」〜「地方教区」〜「寺院・教会」という組織形態をとっており、宗教法人の実態としては、「包括宗教法人」〜「中間宗教団体」〜「単位宗教法人」という構造となっている。

この構造は、一般企業や国家行政組織と類似の形態ではあるが、一般企業

や国家行政組織の場合、指揮命令監督関係にある上下の内部機関（全体として一つの組織）であるのに対して、宗教法人の場合には、「包括宗教法人」と「単位宗教法人」とは、はっきりと別の法人であって、それぞれ独立しており、「中間宗教団体」も同様であるので、根本的に異なっている。

これと類似の形態をとっているものとしては、一般企業においては、「本社」～「各企業社」～「子会社・下請会社」という構造をとる「グループ企業」と呼ばれる組織体であり、「国」～「都道府県」～「市区町村」という構造の国家と地方公共団体との関係であり、全国段階の「全国農業協同組合中央会」、都道府県段階の「都道府県農業協同組合中央会」、市町村段階の「農業協同組合」という構造をとる「農業協同組合」等々である。

これらは、それぞれ別の法人であるから、独自の基本規則を有し、独自の意思決定機関としての会議体および独自の代表機関および執行機関としての役員を有し、独自の予算・決算、独自の人事を執行しており、上位機関の指揮命令によって下位機関が動いているのではない。

２、独立地方組織としての中間宗教団体

「中間宗教団体」は、企業や行政庁の地方支分部局という位置づけではなく、「独立の地方組織」という性格と位置づけがなされており、詳述すると次の通りである。

(1) 独立の規則

「中間宗教団体」は、独立の組織として、「独自の基本規則」を有している。独立の団体・組織として、独自の規則を制定することは、当然に認められるべき権利である。逆に言えば、独自の規則（独自の規則制定権）が認められない組織・団体は、独立の組織ではなく、包括宗教団体の下部組織であり、内部機関であると考えるのが至当である。

しかし、「中間宗教団体」の規則は、「包括宗教団体」傘下にある団体としては、「包括宗教団体」の規則に抵触しない限度において認められるのが適切であり、上位法下位法という規則体系として整備されているのが望ましい。

一方、「中間宗教団体」の独立性のゆえに、「包括宗教団体」が介入することなく、独自の規則の制定改廃が行われており、「包括宗教団体」の規則と抵触する規則も存在することが現認されている。それゆえ、独立の組織でありながら、独自の規則の制定改廃には「包括宗教団体」の承認が必要であるとする団体も存在する。少なくとも、規則の制定改廃があった場合には遅滞なく「包括宗教団体」に対して報告することを求める等、「包括宗教団体」として、「中間宗教団体」の規則を把握することに関する手続的・制度的整備も必要である。

(2) 独立の役員

「中間宗教団体」は、その事務を決定・執行する独自の機関として、独自の役員を置いている。

ここで「中間宗教団体の役員」とは、「中間宗教団体」との委任関係に立っている者をいい、「包括宗教団体」との委任関係に立っている者を含まない。「包括宗教団体」との委任関係に立っている者は、「中間宗教団体の役員」ではなく、「包括団体の役員または職員」であるからである。

「中間宗教団体の役員」は、「中間宗教団体」独自の機関により、「中間宗教団体」独自の構成員の中から、「中間宗教団体」独自の役員として選出されるものであり、「包括宗教団体」の指名によらない（裏話は別にして）。

また、「中間宗教団体の役員」は、「中間宗教団体」独自の基準に基づいて、「中間宗教団体」独自の機関により、「中間宗教団体」独自の任免が行われるものである。

(3) 独立の会議

「中間宗教団体」は、「包括宗教団体」の下命によるのではなく、「中間宗教団体」独自の意思を決定する団体である。「中間宗教団体」においては、「包括宗教団体」の指示を実行するという部分もあるが、それは「包括宗教団体」から「中間宗教団体」への機関委任によるものと解するのが適切である。

「中間宗教団体」の最終的な意思決定は、「中間宗教団体」の構成員による会議によって行われ、その会議が「中間宗教団体」の最高意思決定機関として機能している。つまり、「中間宗教団体」は、「包括宗教団体」の介入を受けることなく、提議・審議・決議できるのである。

(4) 独立の会計

団体としての独立性を考える場合に重要な要素であり、基本ともなるものは、会計の独立である。財政上、「包括宗教団体」からの援助や補助を受けていても構わないが、「中間宗教団体」が団体として独立しているか否かの判断基準は「包括宗教団体」と会計が独立しているか否かにかかっている。会計の独立性がなければ独立の団体とは言えないからである。

「中間宗教団体」は独立の団体として独自の予算決算を有する。もっとも、「中間宗教団体」は「包括宗教団体」の所属団体でもあるから、「包括宗教団体」を意識して予算を編制するのは当然のことであるが、「中間宗教団体」としての独自の予算であるといえるためには、「中間宗教団体」としての独自の財産、財産的基礎、収入源、収入などを有し、必ずしも「包括宗教団体」の予算と連結・連動しないものであり、「中間宗教団体」独自の会計監査を経て独自の決算手続・決算承認をされるものであることが必要である。

(5) 独立の事業

「中間宗教団体」は、独自の事業計画に基づき、独自の宗教活動を行う。「包括宗教団体」に報告はされるが、「包括宗教団体」の宗教活動とは別である。

同様に、「中間宗教団体」は、独自の決定に基づき、公益事業・収益事業を行うことができ、法律上求められる必要な場合以外は、「包括宗教団体」の公益事業・収益事業とは別のものである。

3、包括宗教法人の宗教法人法上の問題点

(1) 財務書類等の作成・備付け

宗教法人法上、「包括宗教法人」には財務書類等の作成・備付けが義務づけられており（25条１項・２項)、毎会計年度終了後３月以内に作成しなければならない。

そのうちの「役員名簿」については、「役員」として記載しなければならないものは、「包括宗教法人」の「代表役員」および「責任役員」に限られており、「中間宗教団体」の役員は記載の対象とはされない。

「財産目録」については、実務の実態上、当該「包括宗教団体」の財産のみが計上されているが、法律上、「中間宗教団体」も「包括宗教団体」に包含されているとすれば、「中間宗教団体」の財産も計上することが必要となる。そして、かかる場合、「中間宗教団体」の財産を計上していない財産目録は不備・不正・違法となる。

「収支計算書」「貸借対照表」であるが、「中間宗教団体」は独自の予算決算をしていることから、「中間宗教団体」の予算決算内容は「包括宗教団体」の予算決算には含まれていないのが実態である。

しかし、「中間宗教団体」が独立の組織ではなく、「包括宗教団体」の内部組織であるとするなら、法律上、「中間宗教団体」の決算内容を「包括宗教団体」の決算に含める必要がある。

所属のすべての「中間宗教団体」の決算内容を「包括宗教団体」の決算に含めようとすると、規模の小さな「包括宗教団体」（すなわち、「中間宗教団体」の数の少ない「包括宗教団体」）でも大変であるが、規模の大きな「包括宗教団体」（全国に数十の「中間宗教団体」を有する「包括宗教団体」）であると極めて困難な大作業である。

会計年度が「包括宗教団体」と「中間宗教団体」で異なると、その作業は想像を絶し、ほとんど不可能となろう。

現実的には、「包括宗教団体」と「中間宗教団体」は会計年度を合わせているのがほとんどであるが、その場合はその場合で、難解な問題が発生する。というのも、会計年度が同じであるということは、当然、決

算手続も同一の時期となるが、「包括宗教団体」の決算は「中間宗教団体」の決算終了後でないとできないからである。

そのことは、「中間宗教団体」より規模が大きい「包括宗教団体」が極めて短期間の間に決算手続を了しなければならない必要に迫られることを意味している。

「包括宗教団体」と「中間宗教団体」の決算承認が同一の時期であるなら、「包括宗教団体」の決算は不能となり、「中間宗教団体」の決算を１月以内に制限したとしても、全国の「中間宗教団体」の会計を総括した「包括宗教団体」の決算を、その後２月以内にしなければならないというのは至難の業であろう。

なぜなら、全国の「中間宗教団体」の各個の決算を集積し、それらの数字をばらばらに解きほぐし、再集計せねばならないからである。

当然のことながら、一の「中間宗教団体」において決算が不承認とされた（たとえば当該「中間宗教団体」における内紛や不祥事の発生等で）なら、「包括宗教団体」としては、決算ができないことになってしまう。

さらに問題点を挙げれば、「包括宗教団体」には会計の専門職員がいるとしても、「中間宗教団体」にはいない場合も多く、「中間宗教団体」の会計帳簿・決算書類が会計法上正しく作成されているとは限らない。「中間宗教団体」が「包括宗教団体」の決算用の帳簿を作るのが解決策であるが、事実上、困難であろう。

法律上、「中間宗教団体」の収支を合算していない「収支計算書」「貸借対照表」は、書類として不備であり、不正な会計処理であるとともに、違法でもある。

「会議録」などについては、「包括宗教団体」の責任役員会に限定すれば、手続上、問題はない。

「公益事業・収益事業の書類」には、「中間宗教団体」独自の公益事業・収益事業の書類も含まれ、それらも「包括宗教団体」の事務所に備え付ける必要がある。

許認可の必要な事業は、必ず「包括宗教団体」が関与しているはずなので、問題外であるが、問題は、それ以外の事業である。それらは、「包括宗教団体」が関与することのないまま、「中間宗教団体」で独自に開始することが可能であるからである。

「包括宗教団体」がその事実を知らずにいると、書類の備え付け義務違反となる。

また、主たる事務所に備え付けることが求められている「公益事業・収益事業の書類」とはそれらの「正本」をことを意味し、それらの「写し」では、書類の備え付け義務の違反となる。他方、それらの書類の「正本」を「包括宗教団体」に提出すると、「中間宗教団体」の事業に支障を来すおそれもある。

(2) 書類の提出（25条４項）

「包括宗教団体」は、毎会計年度終了後４月以内に、一定の書類を所轄庁に提出しなければならないものとされている。

提出しなければならない書類としては、①役員名簿、②財産目録、③収支計算書・損益計算書、④公益事業・収益事業の書類である。このうち、①役員名簿と②財産目録は問題なく処理できるとして、③収支計算書・損益計算書と④公益事業・収益事業の書類については、上記（1）のおいて述べたように、作成不備等があとするなら提出は不可能であり、不備な書類を提出すれば、不正な提出となり、違法となる。

(3) 罰　則（88条）

上記（1）(2）に関して、①書類の作成・備付けを怠った場合、②書類に不実の記載をした場合、③書類の写しの提出を怠った場合には、１万円以下の過料の罰則がある。

三、法律上の要請と実態との乖離

１、法人税法

(1)「包括宗教団体」が収益事業を行っていない場合

収益事業を行っていない場合、「包括宗教団体」には法人税は非課税

であり、申告義務がない。

しかし、「中間宗教団体」の一つが収益事業を行っている場合には、「包括宗教団体」に法人税が課税されることとなり、「包括宗教団体」が法人税申告しないと不申告により処罰されることとなる。

この場合、「包括宗教団体」は法人税の申告に通じていなので不申告となる可能性は大である。また、法人税の申告のために「包括宗教団体」には過分の負担が課せられることとなる。もっとも、「中間宗教団体」が「包括宗教団体」の名義で法人税の申告をすることも可能ではある（新たな問題点も発生するが)。

この場合、「包括宗教団体」が納付した法人税額は、「中間宗教団体」に負担させることとなるはずである。「包括宗教団体」と「中間宗教団体」とは、実態としては、独立会計とされているから相互交換する必要が出て来る。

さらに、この場合に、２以上の「中間宗教団体」が収益事業を行っている場合には、「中間宗教団体」に法人税の申告を代行させることは不可能であり、「包括宗教団体」が法人税の申告をしなければならなくなる。

その場合には、該当の各「中間宗教団体」から帳簿書類を集めたうえで、すべての収益事業の収支会計を合算して、申告し、法人税を納付することになる。しかし、「包括宗教団体」が法人税を負担するいわれはないので、該当の各「中間宗教団体」に法人税額を分配させることになるが、その税額の負担割合の計算は簡単ではない。

たとえば、黒字の「中間宗教団体」と赤字の「中間宗教団体」がある場合には、両者を合算するので、結果的に、黒字が減り、税額が減ることになるが、それはそれとして、計算上、赤字の「中間宗教団体」の負担はマイナスとなり、黒字の「中間宗教団体」から何らかの金額を受けうるという、おかしな現象が生じてしまうなどの事態が生じるからである。

(2)「包括宗教団体」が収益事業を行なっている場合

「包括宗教団体」が収益事業を行なっている場合には、「包括宗教団体」は独自の法人税の申告義務を負っている。この場合には、上記（1）の場合とは異なり、「包括宗教団体」も法人税の申告に通じている。

この場合に、「中間宗教団体」の一が収益事業を行っているときには、「包括宗教団体」と「中間宗教団体」の収支を合算し、法人税を納付することになり、双方の所得に応じて税額を按分負担することになろう。

２以上の「中間宗教団体」が収益事業を行っている場合には、上記(1）の手続を「包括宗教法人」の収益事業と合算して行なうことになる。

(3)「包括宗教団体」の法人税申告の問題点

法人税は全収益事業の全所得に対する課税であり、収益事業の一部に赤字の収益事業があれば所得は減り、税額は減ることになる。

「包括宗教団体」または「中間宗教団体」の一が、収益事業にも該当しうる公益事業を行っている場合、つまり、公益事業として行なっているが収益事業にも該当しうる事業である場合に、当該事業を収益事業として収益事業会計に合算すると、公益事業は支出が多大なので所得が大きく減少し、法人税額は大幅に減少することになる（場合によっては赤字となる)。

２、地方税法

(1) 収益事業による固定資産税課税の疑義

「中間宗教団体」に属する境内建物・境内地において、①兼業的収益事業、②結果的収益事業、③想定外収益事業が行われている場合、法人税の課税にも疑義があるが、法人税はともかくも、固定資産税の課税は大いに問題である。

ここで、①兼業的収益事業とは、宗教活動の従として一画を利用して行っている事業が収益事業に該当するとされた場合のことをいい、②結果的収益事業とは、意図しないで宗教活動を行っていた結果が収益事業

と認定された場合のことをいい、③想定外収益事業とは、純粋に宗教活動およびその付随サービスとして行なっていたら収益事業であるとされた場合のこという。

純粋に意図して行っている収益事業であったとしても、それゆえに境内地が境内地でなくなり、境内建物が境内建物でなくなる訳ではない。いわんや、境内地・境内建物の一部で、①兼業的収益事業、②結果的収益事業、③想定外収益事業が行われているとしても、それゆえに、境内地が境内地でなくなり、境内建物が境内建物でなくなるはずがない（宗教法人法３条)。

それにもかかわらず、「収益事業を行っている」という理由で、境内地・境内建物を「境内地・境内建物でない」と認定して、「境内地・境内建物への非課税」を適用除外としているのには違法の疑義がある。

(2) 収益事業による固定資産税の課税

固定資産税は、概して、「中間宗教団体」の所在地である都市町村に納税することになっており、異議申立などは当該都市町村にすることになる。

境内地・境内建物の不動産登記は、大抵は「包括宗教法人」の名義で行われているので「包括宗教団体」で把握しているはずであるが、現況についての認識を欠き思わぬ失策が懸念される。

３、所得税法

(1) 所得税の源泉徴収義務

給与等に対する所得税の源泉徴収は、給与の支払時に行い、翌月10日までに税務署に納付しなければならない。

原稿・挿絵・作曲・デザイン・著作権利用・講演などの報酬・料金、弁護士・司法書士・公認会計士・税理士などの報酬・料金、映画・演劇などの出演・演出・企画などの報酬・料金、役務の提供契約の一時金、広告宣伝のための賞金など、報酬等に対する所得税の源泉徴収は、当該報酬等の支払時に行って、翌月10日までに税務署に納付しなければなら

ない。

(2)「中間宗教団体」で該当する場合

上記（1）の源泉徴収義務が「中間宗教団体」で発生した場合、当該「中間宗教団体」独自で処理できる場合のほかは、「包括宗教団体」に集約して処理しなければならなくなる。

「中間宗教団体」における源泉徴収義務の認識にしばしば問題がある。「中間宗教団体」に給与を支払っている役員・職員がある場合には、源泉徴収に関する認識があるはずであるが、「中間宗教団体」に給与を支払っている者がない場合には、源泉徴収に関する認識がないのがほとんどである。

後者の場合に、当該「中間宗教団体」で原稿料・講演講師謝礼・出演料など報酬等を支払う際に源泉徴収が必要となるが、源泉徴収しないで支払うことが多く、源泉徴収義務の違反とされる。

各「中間宗教団体」で処理できる場合のほかは、すべて「包括宗教団体」の源泉徴収義務となるから、「中間宗教団体」の給与等・報酬等の支払を集約し、源泉徴収・納付を行う必要がある。その場合、「中間宗教団体」の一で源泉徴収義務の認識がないと意図しないで欠落してしまい、源泉徴収義務違反となってしまう。

４、その他

消費税法など、健康保険法・厚生年金法・雇用保険法・労働者災害補償保健法など、労働基準法などの適用においても、「中間宗教団体」の事務を「包括宗教団体」で集約し、手続しなければならない場合が多い。

５、法制度と実態との乖離の問題

以上、例示した通り、「中間宗教団体」を擁する「包括宗教団体」の場合、法制度と実態との乖離が大きな問題となっていることを認識する必要がある。

その場合の対策としては、(1) 法制度に合わせて実態を調整するか、(2) 実態を踏まえて法改正するかが考えられるが、何よりも、法制度のきちんとした

理解し、宗教団体の実態を正確に把握することが肝要である。